

熊本県立菊池支援学校同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は、熊本県立菊池支援学校同窓会と称する。
会の所在地を菊池支援学校に置く。

第2条 本会の会員は、熊本県立菊池支援学校(旧熊本県立菊池養護学校)の卒業生(在籍した者を含む)とその保護者のうち、入会を希望した者をもって会員とする。また、趣旨に賛同した者は、入会申し込みをもって賛助会員とする。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに学校との連携を密にし、卒業生の家庭生活・施設生活・社会生活等を豊かにして心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦・研修に努める
2. 学校行事等に対する支援活動
3. 就労及び各施設等の情報提供

第4章 役員及び任務

第5条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 (1名)
2. 副会長 (若干名)
3. 事務局 (若干名)
4. 会計 (若干名)
5. 監査 (1名)
6. 顧問 (1名) 校長

第6条 会長、副会長、会計および監査は役員会において選出し、総会の承認を得る。

第7条 役員任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

第8条 役員等の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表するとともに会務を総括する。
2. 会長は役員のほか、会員の中から各期卒業生代表1名を選出し、各期卒業生への連絡調整を行なう。
3. 会長は各期卒業生代表を役員会に招集し意見を述べさせることができる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 事務局は、本会の庶務にあたる。
6. 会計は、本会の金銭の出納を行う。
7. 監査は、本会の会計事務を監査し、総会に報告する。
8. 顧問は、本会の運営時に関する相談役となる。